

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	第5回 豊島区保健福祉審議会	
事務局(担当課)	保健福祉部 福祉総務課	
開催日時	令和3年7月16日(金) 18時31分～20時12分	
開催場所	豊島区役所本庁舎 5階 510会議室	
議 題	1. 開会 2. 議事 (1) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画について (2) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例について (3) パブリックコメントの実施について 3. 報告 (1) 保健福祉審議会スケジュール(案)について (2) 住宅相談業務の保健福祉部への移管について (3) 引きこもり支援の取り組みについて	
公開の 可否	会 議	公 開 傍聴 0人
	会 議 録	公 開
出席者	委 員	荒砥悦子、磯崎たか子、植原昭治、奥島正信、神山裕美、近藤友克、里中郁男、佐野雅昭、澤田 健、島村高彦、高草木章、田中英樹、田中真理子、塚田義信、寺田晃弘、外山克己、中島 修、根岸幸子、幅野裕敬、宮崎牧子、村上宇一、山縣然太郎、横田 勇、渡辺くみ子(敬称略)
	幹 事	福祉総務課長(総合高齢社会対策推進室長兼務)(事務局)、自立促進担当課長心得、高齢者福祉課長、障害福祉課長
	そ の 他	社会福祉協議会地域福祉推進課長 社会福祉協議会福祉サービス権利擁護支援室
	事 務 局	福祉総務課計画係長、福祉総務課主事(計画)

<開 会>

会 長： ただいまから第5回豊島区保健福祉審議会を開催します。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインと対面での組合せ、ハイブリッド方式で行わせていただきます。

先に、注意事項等を確認しておきます。オンラインで基本的に行っていますので、発言する際は、マイクが今ミュートになっていますけど、マイクをオンにしてその場で挙手をして、名のっていただいて、発言をお願いします。また、発言が終わりましたら必ずマイクをオフ、ミュートにするようにお願いします。

会議室にいらっしゃる委員の皆様が発言する際は、事務局に直接お声をかけていただければと思います。その際、事務局がマイクを渡しますので、名のっていただいてご発言をお願いします。

なお、本日は、おおむね1時間半、8時の終了をめどに行っていきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、先に配付資料の確認をしたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

事務局： （配付資料の確認）

会 長： 続きまして、本日の欠席者について、事務局からお願いします。

事務局： 委員の欠席でございますが、天貝委員、平井委員、区側からは直江委員から欠席のご連絡をいただいております。また、荒砥委員については、早退のご連絡をいただいております。

また、区の幹事でございますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、案件に関わる管理職のみ出席をさせていただいております。

また、区の委員、部長級の委員でございますが、オンラインで出席しております。ご質問によりまして、後日の回答とさせていただく場合もございますので、あらかじめ、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

会 長： 続きまして、本日の傍聴者について、事務局いかがでしょうか。

事務局： 本日、傍聴の申込みはございませんでした。

会 長： それでは、前回、第4回の審議会会議録につきまして、事務局からよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、資料1-1をお取り出してください。

第4回豊島区保健福祉審議会会議録でございます。こちらは、昨年12月11日に実施をしたものでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、書面開催とさせていただきます。そうした経緯や、お寄せいただきましたご意見等を会議録と別紙にまとめておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

<議事>

(1) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画について

会 長： それでは、議事に入ります。

議事の第1、豊島区成年後見制度利用促進基本計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局： （資料2、資料4の説明）

会 長： パブリックコメントを8月いっぱいかけて行うことになっております。本日は、その前の最

後の審議会になりますので、皆様から様々なご意見、ご質問等を伺いたいと思います。

それでは、ご意見、ご質問等のある方は、挙手の上、お名前を言って、その場で発言をしていただければと思います。それでは、よろしくをお願いします。

委員： 要望が一つありまして、計画の22ページ、中核機関の運営というところで、社協の「サポートとしま」、ここに中核機関を担ってもらうことが書いてありまして、よかったなと率直に思っております。歴史と実績を考えると、「サポートとしま」しか担えないんじゃないかなと前から思っていたんですけど、実際そうなってよかったと思います。

令和4年度、来年度開設ということになっていますので、ぜひ、この中核機関の職員体制をきちんと充実させてもらいたいなと思っているんです。現在の「サポートとしま」でも、非常に職員が少なく、頑張っているんですけども、いろんな専門家の皆さんからも、以前から、毎年職員を充実してほしいとご要望を受けていたんですけども、なかなかこれがかねわなかったんです。いよいよ中核機関に位置づけるようですので、関係の部課長には、来年度の予算要求、予算確保に全力で取り組んでいただいて、職員の十分な確保をしていただきたい。福祉は人ですので、人件費はかかります。でも、しょうがないです。これは、頑張ってくださいと思います。

それから、意見が一つあります。2ページの終わりを開いていただきますと、社会貢献型後見人となっているんです。住民の皆さんからしてみると、これは全く分からないのではないかなということで、いろいろ話をした妥協の産物みたいな形で、括弧して区民後見人、こういう表現になっているんですね。社会貢献型後見人って、東京都が使っている言葉なんですけども、国は正式な文書を全て「市民後見人」と使っているんです。それが一番分かりやすいし、これから利用促進に当たって、この制度の周知・啓発をしていくんでしょから、あまり難しい言葉というか、イメージしにくい言葉は避けたほうがいいかなと。私は、意見で言っているので回答は要りませんけれども、市民後見人というほうが、ずっとイメージがしやすいのかなと思っているだけです。以上です。

会長： 前者につきましては、専門委員会でも強くそこは意見として出ております。事務局からお答えをお願いします。

事務局： ご意見、ご要望ありがとうございます。来年度から設置予定の中核機関の職員体制につきましては、現在、社協ともいろいろと意見交換をしながら、どう進めていくのかを精力的に検討しているところでございます。当然、やるからにはしっかりとした体制でやっていかなくてはいけないというところがございますので、今後も、社協と連携をしながら協議を進めてまいりたいと考えております。

委員： よろしくをお願いします。

会長： 2点目の社会貢献型後見人の表現については、いかがでしょうか。

事務局： 社会貢献型後見人でございますが、(区民後見人)という書き方をさせていただいております。今まで、ずっと市民後見人という言い方を使っておりましたが、この部分につきまして、やはり区民の方のサポート、ご支援が非常に重要なことになるということで、あえて市民後見人ではなく、区民後見人という書き方をさせていただいております。今後、これを併記するか、一つにするのかというのはもう少し検討させていただきたいと思います。いずれにしろ、来年度からは、この成年後見制度の利用促進について、精力的に実施していきますので、周知を図るときにも、この区民後見人等の言葉をしっかりと使いながら、区民の皆様にご伝えていき

たいと考えているところでございます。

会 長： 社会貢献型の表現については、今後、検討ということでございます。よろしいでしょうか。

委 員： はい。分かりました。

会 長： どうぞ。

委 員： 21ページの図ですね。これは、成年後見制度の利用促進基本計画ですから、図としては分かるんですけど、本人をいきなりこの中に入れていいのかどうか、私は疑問に思っています。

むしろ、認知症の問題からいうと、軽度の方もたくさんいるわけです。今、7,000人とか6,000人とかいるのに、軽度の方をいきなりこういうところで判断するというよりは、やっぱり新たな支え合い、共生社会からすると、同じプラットフォームが中にあるって、その中にその人を置いて、その一部の中に、恐らく、いわゆる後見制度のネットワークが存在しているんだなという考えをしていかないと、そこに行かない間のいろんなものを救うことができないのかなと思ってしまいます。ですから、ここの前の段階があるんじゃないかなと思ってはいるんですけども、いかがでしょうか。

会 長： この図の解釈という感じがするんですが、事務局、何かお答えをお願いします。

福祉総務課計画係長： 利用促進に当たりましては、まず、ご本人の意思がどうなのか、法律や計画の中でも、大変重要な位置づけをされていることから、協議会のイメージの中では、ご本人を中心に置かせていただいているところでございます。

制度につなげる前段としましては、支援ニーズの早期発見ですとか、地域による見守りの中で、どのような体制がいいのか、前段にあたるところについては、この計画のほかの箇所に記載しているところでございます。

会 長： よろしいでしょうか。委員、どうぞ。

委 員： そうなると、やっぱり特定すると、何かその人たちだけということになってしまいます。本当はいろんな人がいるわけですから、その人が手を挙げたから、ここに入れるということではなくて、同じようなたくさんの人たちを吟味しながら、どこかのネットワークに通じて、それがたまたま後見制度のネットワークであり、また、ほかのネットワークの可能性もあるわけじゃないですか。ですから、そういうことを考えての前段階のプラットフォームが必要なのではないかなと思うんですけども。

会 長： 恐らく、今、事務局がお答えになった趣旨は、利用者の主体性、あるいは本人が中心であるとの趣旨で、図の上では、本人不在にならないようにという趣旨で載せているんだと思いますので、ぜひ、その点は、そのように理解していただけないかなと私は思いました。いかがでしょうか。

事務局： 会長、ありがとうございます。まさに、そのとおりでございまして、こちらに書いているのは、イメージ案で、必ず本人が中心にいらっしゃるということです。また、その前のプラットフォームという委員のご指摘もありましたが、そのイメージ図の全体のところを書かせていただいているということでご理解いただければと思います。

委 員： はい、了解です。

会 長： ありがとうございます。ほかにご意見等、いかがでしょうか。どうぞ。

委 員： この資料を見ていて、よく分からなかったのですが、2ページの成年後見制度の概要というところで、援助者の中に補助人、保佐人、成年後見人、3種類ありますよね。私たちが、今、取り組もうとしている制度は、成年後見人についてだけを取り上げようとしているのでしょ

うか。区民後見人というのは、この成年後見人をする人ということになるのかということと、それから、例えば、これはご本人のご希望だけによって申込みがされたことで開始されるサービスなんですか。というのも、判断能力が落ちている方が申し込まれるのかどうかということもよく分からないので、周りの方が見て、危なっかしいんじゃないかと思ったら申し込めるんでしょうかということと、あとは、その方の財産とか生命とか、すごく責任の重いことですよね、後見人というのは。そういった方の資質とか、研修とか、そういった質の担保というのはどのようにしていかれるのかということと、また、仮称にはなっていますが、豊島区成年後見制度利用促進協議会とか、長くて漢字がいっぱいなので、これはもうちょっと分かりやすいと間違えてしまいそうなので、分かりやすいものにしていただければと思います。

会 長： 私から先に少し部分的にお答えさせていただいて、事務局にお願いしたいと思います。

まず、制度の概要でいうと、成年後見制度というのは、成年後見人だけを特定しているわけでは全然ありません。制度全体ですので、法定後見人の部分全体だけではなく、さらに任意後見制度、任意後見人のところも全てフォローしていますので、補助類型や保佐類型、あるいは任意後見というところも含めて利用促進を図りたいというのが趣旨です。まず、1点目は、そういうことでご理解いただければと思います。

そのほかにつきましては事務局から、お答えをお願いします。

高齢者福祉課地域ケア係長： 後見の申立てにつきましては、保佐、補助などの類型の方につきましては本人が申し立てることもございますが、基本的には、4親等内の親族、または、そういった方で申し立てる方がいない場合は、区长申立てというような形で、区のほうで申し立てることもございます。そういった制度でございます。

福祉総務課計画係長： 先ほどのご質問の三つ目、後見人の方の質の担保の部分についてですが、計画の24ページの社会貢献型後見人（区民後見人）の養成・支援をご覧ください。

社会貢献型後見人になる方が安心して受任できるよう、相談・助言対応、フォローアップ研修等の実施、また、社会福祉協議会が社会貢献型後見人の後見監督人を受任するなど、社会貢献型後見人の活動を継続的に支援する体制を整えているところでございます。

②の親族後見人等への支援でございますけれども、親族の方が後見人になるケースもございます。そうした方が安心して適切に後見業務に取り組めるよう、今後、構築される地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備するとともに、中核機関などにおいても相談を受けられる体制の充実を図ってまいります。

また、25ページ、社会福祉協議会による法人後見の促進ですけれども、場合によりましては、社会福祉協議会が法人後見という形で受任するケースも出てきます。現在も行われておりますけれども、さらに促進されるよう、豊島区としても必要な支援を行ってまいります。

続きまして、会議体の名称につきまして、長いというご意見いただいたところでございますけれども、検討させていただければと思います。以上でございます。

会 長： よろしいでしょうか。

委 員： ありがとうございます。

確認なんですけど、それでは、別に区民後見人になるために何か資格が要るとか、そういうことは特になく、例えば研修を10日間とか、そういうのを受ければ、オーケーという感じなんですか。

会 長： そのとおりです。専門職のように、先に資格ありきではないということですが、区民後見人に

つきましては。

委員：なるほど。分かりました。ありがとうございました。

会長：よろしくお願ひします。そのほか、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

委員：ちょっとよろしいですか。

会長：どうぞ。

委員：後見したことによって、いろんな財産処分も含めての事例がこれから出てくると思うんですが、公的な記録というものは、例えば、「サポートとしま」が中核機関になるのであれば、そこで保存されるような形になるのでしょうか

会長：これについては、事務局でお願いいたします。

福祉総務課計画係長：計画の22ページ、中核機関の運営のポツの3番のところですけども、制度の利用促進に当たっては、公的な記録も含めまして、個人情報取扱いと管理を図っていくというところで、社会福祉協議会が行う部分と区が委託して区の事業として行う部分とありますので、そうしたところで公的な記録は適切に管理をしていくことになります。

会長：よろしいでしょうか。

委員：質問したのは、極端な話、結果的には裁判に行くようなことも当然あり得るという、そういう想定で公的記録という意味の質問をさせていただきました。

高齢者福祉課地域ケア係長：後見業務につきましては、年に1回、後見人は、裁判所に後見の事務報告ということで、1年間どのような活動をしたのかということの報告の義務がございます。また、大きな取引ですとか、そういったものをする場合には、あらかじめ裁判所の許可を得てでしか行えないというような一部制限もございます。そういった形でご本人の財産や権利を守っていくというような仕組みがございます。以上でございます。

委員：ありがとうございました。

それともう一つ、利用者1人に対して基本的にはチームで対応するというのが原則と考えてよろしいのでしょうか。

会長：事務局、お願いいたします。

福祉総務課計画係長：支援の基本単位としましては、チームという形で今後は体制をつくっていきたいと考えております。

会長：そのほか、いかがでしょうか。

委員：ちょっと初歩的なことを伺わせていただきます。ご説明、ご質問の答弁等々で、成年後見制度は大変重いものだという認識を改めて持っているんですが、4ページの上位計画との関係で、「保健福祉計画と一体的に連動して取り組み」という、ここら辺の表現がどういう意味合いを持っているのか。成年後見制度そのものは、いろんな問題があって、それに対して、きちんと利用促進を図っていく意味合いはよく分かります。それから、保健福祉計画との関係でいうと、区民の皆さんが本当に安心して生活できる状況をどうつくっていくのかという意味合いは分かるんですが、「一体的に連動して取り組み」というところを、もうちょっとご説明いただきたいと思います。

会長：私から先に答えて、補足があれば事務局でお願いします。

今、おっしゃったところは、成年後見制度そのものの利用促進という基本に関わる問題だと思います。成年後見制度の利用者が単に特定の属性別の利用者、高齢者とか障害者と定まったものではないということが基本になっていますので、個別のそういう属性的な計画の中に記

入していくには、ちょっと無理があると。言わば、地域福祉計画のような横断的な計画の中での共通事項として認識していますので、そういう必要があるということが1点、それと市民後見人、区民後見人ですね。これも積極的にこれからは拡大して増やしていくんだという話が出ているように、区民全体が、この後見人制度について理解をしていただいて、特に被後見人の権利、この権利をしっかりと守れるような仕組みをどうつくるかということが大変大事になっていますので、その意味でも、地域福祉計画の中にしっかりと位置づけようという趣旨だと、私は理解しております。

事務局、補足がございましたら、よろしく申し上げます。

福祉総務課計画係長： 会長にご説明いただいたとおりでございますので、特段付け加えることはございません。

会 長： はい、どうぞ。

委 員： 地域保健福祉計画そのものの重さというのは、改めて、今、思いました。それと同時に、今後、例えば、高齢者がどんどん増えていくし、一人暮らしの比率は、この資料の中にもありましたけれども、豊島区は非常に高いとか、そういう中で、誰もが区民の皆さんお一人お一人が人間らしく生活を営んでいくためには、成年後見制度を改めてきちんと重きを置いて見なければいけないという流れについては、少しずつ理解を、今、していっているところなんです。もう一つ、成年後見制度そのものに対する信頼度、社会的な問題がこの間もあったと思うんですけども、どういう対応というか、対策になっていくんでしょうか。

会 長： これについては事務局が先にお答えいただいて、補足があれば、私から答えさせていただきます。まず、事務局いかがでしょうか。

福祉総務課計画係長： 福祉総務課長の計画案の説明にもございましたとおり、制度の信頼というところで、これまで財産管理の面が重視されていたところがございます。今後、国のほうでも、身上保護等の側面も重視していくというところで、制度の信頼という点で、国のほうでも大きく方向を変えていると考えてございます。

計画の中におきましても、制度の周知・啓発というところで、30ページに記載をしてございますけれども、区民の方ですとか関係者の方へ、改めまして制度の周知・啓発を丁寧に行っていきたいと考えてございます。

会 長： よろしいですか、委員、何かご発言があれば、先にどうぞ。

委 員： 全体像としては、今のご説明で十分理解はできました。

そうはいつても、成年後見制度と、それから障害者計画、あるいは障害福祉計画、介護保険計画、4ページの一番の下の方にあるように、並列的に並べられるものなのかという部分が、いま一つずとんとこない思いもあるんですけども、ここについて、もう一度教えていただきたいと思えます。

福祉総務課計画係長： ご指摘いただきました、4ページのところで、成年後見の計画が、障害、高齢、介護の計画と並列で書かれています。3ページ、第2節、計画の期間をご覧いただきたいんですが、計画の対象について、高齢者の方ですとか、障害者の方など、分野横断的に取り組む基本的な計画であるというところを踏まえまして、また、国のほうでも各自治体において、国の計画を勘案した上で区市町村における計画をつくるということが求められているというところもありましたので、次の地域保健福祉計画の改定までの期間、この2年間において、特に取り組むべき基本的な計画ということで、2年間の時限的な計画という形で、今回、策定します。

そうした意味で、4ページの上位計画との関係がこのようにほかの個別計画と並列するような形になっておりますけれども、次期計画改定においては分野横断的な部分もございますので、そこは地域保健福祉計画の中に盛り込みまして、個別具体的なところは、障害、介護、高齢の計画に記載していくという流れで、事務局としては考えているところでございます。

委員： 結構です。

会長： ご質問、どうぞ。

委員： 今回の計画は、令和4年から5年の計画になっていると私も理解しているんですが、ただ、現実の世界は、それぞれ動いているわけございまして、この計画が令和4年、5年ということでは、もう、2年、3年、先立ちちゃうわけですね。だから、私にとっては、今現実の世界の中でよりよい方向に持っていくためにはどうしたらいいのかというのが一番気になることなので、それについてお答えいただきたいと思っております。

会長： 事務局、どうぞ。

事務局： 今、現在は、社協の「サポートとしま」で権利擁護の支援を既に実施していますので、後ほど、社協の事務局から少しご説明をいただきたいなと思っております。国の計画は東京都がもともと権利擁護の関係は、先進的に実施しているところの後追いのような形で行われております。今、ご説明をるるさせていただいていたものというのは、現在やっている社協の取組をさらにブラッシュアップをしながら、区民の皆様にも周知を図って、区民の皆様が使いやすい制度にしていくという流れで計画を立てているものでございます。全く一からこれをスタートさせるということではなくて、既存の社協の権利擁護支援を踏まえながら、来年度以降、連携を取りながら、委託をしていきたいというところでの今日のご説明ということでございます。

この後、社協から説明をさせていただきます。

会長： 時間の関係もありますので、区民社協の関係の方、手短かにお願いいたします。

福祉サービス権利擁護支援室長： 計画案の17ページに「サポートとしま」のこれまでの取組について記載をされているところでございますが、成年後見制度の推進機関という東京都の事業の位置づけで平成19年度から、もともと、それ以前から成年後見制度の利用相談等に取り組んでいる状況でございますので、先ほど、区からもお話しいただきましたけれども、より連携を図りながら、取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上です。

会長： その他いかがでしょうか。

私から2点だけ、お願いしたいことがありますので、事務局、お願いいたします。

一つは、20ページと、それから22ページに同じ表現がありまして、20ページの下のほうに、「個々のケースに対する「チーム」での対応」という「ケース」という言葉がこと、それから、もう一つ、22ページの上段の3行目に「様々なケースに対応した」という二つございますが、「ケース」という言葉は誤解を生みやすく、人と理解されます。ケアマネジメントはケースマネジメントと言わなくなった背景もそれがあって、我々は人を管理するわけではなくて、ケアそのものを管理する、マネジメントするんだという趣旨でありますので、ここは「事例」と表現を変えていただきたいというのが一つです。

それから、もう一つは、30ページの一番上の基本施策のⅢのところの「成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神障害などによって」という、ここだけ精神障害のままになっておりますけれども、これは促進法の法律の中に書いてあるように、「精神上の障害など」と表記を変えていますので、統一していただければと思います。

福祉総務課計画係長： 「ケース」の表現を変えるということ、それから、30ページの「その他の精神障害」の表現について、会長が今おっしゃいました形で修正いたします。

会 長： よろしく願いいたします。

時間が押していますので、今回、どうしてもこの場で言っておきたいという質問等ございましたら、最後に受け付けたいと思います。いかがでしょう。

委 員： 十数年前から制度の利用促進を訴えてきてまして、ようやくここに至ったということでございまして、何でこんなに時間がかかったのかというのは、また別の機会にお尋ねすると思っております。計画の策定、本当にお疲れさまでございました。

それで1点だけお尋ねします。区民後見人の養成・支援について、今後力を入れていくということで、大変重要なことなんですけども、今後、そういった中核となる人以外に、後見人の手足となるような人たちが非常に求められていくんだろうと考えております。担い手の確保のためには、裾野となる人たちをつくっていかなくちゃいけないだろうと。そういった観点の中で、この計画の中には、従来、福祉関係のボランティアをやっている方々、例えば、認知症サポーターだとか、あるいは区が力を入れてきた地域福祉サポーター、こういった方々の名前が全然出ておらないんですが、こういった方々の活用を計画的に行って、引き上げていくような施策が必要なのかなと思っているんですが、何かお考えがありますでしょうか。

会 長： いかがでしょうか。

高齢者福祉課長： 今、委員からご指摘がありましたとおり、特に認知症サポーターの役割、極めて重要だと思っておりますので、今後、利用促進を考えていく上で、今、ご指摘いただいた内容も検討してまいりたいと考えてございます。

会 長： ありがとうございます。

それでは、時間の関係もございまして。ご意見等々たくさんあるかと思っておりますので、修正等がある場合のご意見は、資料に紙が1枚入っていたかと思っておりますので、そこ積極的に書いていただければと思います。それで、それをきちんと見た上で、その取扱いについては、会長である私に一任させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(一同、承諾)

会 長： ありがとうございます。

それでは、そういう形で取り扱わせていただきます。よろしく願いいたします。

(2) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例について

会 長： 続きまして、議題2、豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例について、事務局からよろしくお願い致します。

事務局： (資料3の説明)

会 長： 説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。もし、後で気がついたということで、ご意見、ご質問等ございましたら、先ほどと同じように必要な箇所を記入して、事務局に、後日、提出していただければ、そこで、また、私が一つ一つ見て判断させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

会 長： ありがとうございます。

それでは、そのような形で取り扱いさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(3) パブリックコメントの実施について

会 長： 続きまして、パブリックコメントの実施について、事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料4の説明)

会 長： 今の説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(なし)

<報告事項>

(1) 保健福祉審議会スケジュール(案)について

会 長： それでは、報告事項に移らせていただきます。

保健福祉審議会の今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料5の説明)

会 長： ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

(なし)

(2) 住宅相談業務の保健福祉部への移管について

会 長： 次の住宅相談業務の保健福祉部への移管について、担当課長、説明をお願いします。

自立促進担当課長心得： (資料6の説明)

会 長： ありがとうございます。同じようにご意見、ご質問がございましたらいかがでしょうか。

委 員： 質問というよりも、日常の住宅相談は、区として住宅対策をどうしていくのかをきちんと反映していかないと駄目だろうと、私は思っています。

例えば、客観的に見て、区営住宅は足りないという状況が問題点として出てくれば、それは住宅課で区営住宅をどう増やしていくのかとか、今はつつじ苑なんかも、当初の予定数からいくと、大幅に少ないまま、ずっと来ているわけです。そういう点で、日常の区民の方からの生活相談をきちんと行政に反映をさせるという点では、こういうふうな、移管をしてどうなのかという疑問があります。

自立促進担当課長心得： 実際にお客様が相談する内容は、こちらで把握して、住宅課と今、週に1回程度連携を取りながら、事務連絡というものをしております。

今後は、区営住宅等の設置の場所等についても、こちらのほうで、区民の皆様がどういったところを希望されているのか、状況をお伝えしまして、そういった意見を反映してもらって、新しい場所を設置してもらおうといったような形での連携の強化を図っていければと考えているところでございます。

会 長： はい、どうぞ。

委 員： 連携されているということではあったんですけども、豊島区は、住宅対策がちょっと不十分ではないかという認識を私は持っておりますので、そこら辺も、ぜひ引き続き反映していただければと思います。

会 長： そのほか、ご質問、ご意見がございましたらいかがでしょうか。

委 員： こちらで住宅情報の提供をなさるということでした。例えば、申込用紙の配付もそうですが、私たち、豊島子どもWAKUWAKUネットワークなんですが、居住支援もやっていま

す。その中で、シングルのお母さんたちと一緒に申込用紙の書き方講習をやったら、すごく好評だったんです。こういう紙をもらっても、実は書けない、どういう意味だかよく分からないという方がいらっちゃって、一緒に書くということがとてもよかったですと言われました。これは多分、外国の方もそうだと思います。そういったところで丁寧に一緒に書いてもらうとか、そういうことができるといいのにというところは、一つあります。そういったことはできないんですかね、お役所のほうでは難しいでしょうか。

会 長： 事務局、いかがでしょうか。

自立促進担当課長心得： 今のご質問の件ですと、都営住宅とか区営住宅の募集の用紙の記入についてのことかと、認識しております。

なぜ、こちらでお手伝いを最小限にしているかということなんですけれども、都営住宅、区営住宅、申込みをした後に様々な書類を自ら作成をしていかなければなりませんので、まず、第一歩を自分の力でやっていただきたいというところがございます。こちらで最初に援助をしてしまいますと、こういった力がなくなってしまうというところがございましたので、そういった意味で、ある程度、皆様ご自分で最初から記載していただくことを推奨しております。

会 長： いかがでしょうか。

委 員： 趣旨はよく分かりました。ただ、実際に、私が見ていると、そういうことがとても難しいという方は、いっぱいいらっしゃるの、そういった場合は、私たちの法人のようなところをぜひ、ご紹介いただければと思います。よろしく願いいたします。

会 長： 事務局、よろしいでしょうか。

自立促進担当課長心得： 今後とも協力しながらやらせていただきたいと考えております。

会 長： ほかにご意見等はいかがでしょうか。

(なし)

(3) 引きこもり支援の取り組みについて

会 長： それでは、最後になりますけれども、引きこもり支援の取り組みについて、担当課長からお願いいたします。

自立促進担当課長心得： (資料7の説明)

会 長： ありがとうございます。

もし追加のご発言がございましたら、委員、どうですか。

委 員： 今、課長がご説明したとおりでなんですけれども、当事者の方にもご参加をいただいて、昨日、とてもいい雰囲気です。初回の会を、コロナ禍だったんですけど、対面で開きました。短い時間に限定してだったんですけども、第一線の方にご参加をいただいて、すばらしいスタートが切れたんじゃないかなと思っております。以上です。

会 長： ありがとうございます。

もし、ご質問、ご意見等ございましたらいかがでしょうか。

委 員： 福祉包括化推進員は、たしか成年後見制度の基本計画の23ページにもあったと思うんですけども、ここには区民社協にも置くと書いてあるんですが、この配置というのは、これは区にも推進員がいるのか、あとは、社協にももちろんいるんでしょうけど、これは区民社協に委託するということなんですか。その点を聞きたいのと、福祉包括化推進会議というのは誰が招集するんでしょうか。この2点だけ、ちょっとよろしく。

会 長： では、事務局、お願いいたします。

事務局： 計画の23ページ、豊島区が設置している福祉包括化推進会議と連携して支援に当たります
ということですので、社協で成年後見の方の情報が入ってきたときに、区が設置している、福
祉包括化推進会議と連携していくというような形になってございます、また、推進会議のメン
バーは自立促進担当課長の下についておりますので、自立促進担当課長が招集するという形
になります。

委 員： 区にもいるし、区民社協にもいるという解釈でよろしいですね。

事務局： はい、区にもおります。また、包括化推進会議、CSWがその役割を担いますので、CSW
の担当課長が出席しています。

会 長： よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見、いかがでしょうか。

(なし)

<閉 会>

会 長： それでは、以上をもちまして、保健福祉審議会を閉会とさせていただきます。

提出された資料等	<p>【事前送付資料】</p> <p>次第 豊島区保健福祉審議会委員名簿</p> <p>資料1 第4回豊島区保健福祉審議会会議録</p> <p>資料2 豊島区成年後見制度利用促進基本計画（素案）</p> <p>資料3 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例（素案）</p> <p>資料4 成年後見制度利用促進に係るパブリックコメントの実施について</p> <p>資料5 豊島区保健福祉審議会スケジュール（案）</p> <p>資料6 住宅相談業務の保健福祉部への移管について</p> <p>資料7 引きこもり支援の取り組みについて</p> <p>第5回 豊島区保健福祉審議会に関する意見・質問票</p>
----------	---